

町内会・自治会で 救急医療情報キット を無料配布します



町内会・自治会連合会では、緊急時や災害時に援護が必要な方の支援のため、救急医療情報キットを無料で配布します。キットは、かかりつけ医や緊急連絡先、保険証の写し、薬剤情報提供書の写しなどを入れて冷

蔵庫に保管し、救急の時に活用するものです。いざという時のために備えましょう。
▽対象 65歳以上の方、障がいのある方や健康上不安を抱えている方で、緊急時や災害時に支援を必要とする方
※詳しくは、各地区の町内会・自治会長に確認してください。

※町内会・自治会未加入の方は、お問い合わせください。
▽申込み方法 各地区の町内会・自治会長に直接申し込んでください。

▽問合せ 高齢者支援課高齢者支援係(直通558・1953)

食品ロス削減 あきる野市食べきり協力店募集



市では、食品ロスの削減を促進するために、食品ロスの削減の取組をしている市内の飲食店・宿泊施設・スーパーなどを「あきる野市食べきり協力店」として登録し、協力店を広報あきる野や市ホームページなどで紹介する取組を行っています。
▽協力店として登録できる条件 以下の取組を一つ以上行う事業所です。
●食べきれない料理の持ち帰り対応を行う：持ち帰り容器の提供など
●料理提供量の調整を行う：希望に応じた料理の提供量の調

- 食べ残り削減の呼びかけを行う：3010運動の実施の呼びかけなど
- 特典の付与を行う：食べ残しをしなかった人、グループなどへのクーポンの付与など
- ポスターの掲示などで啓発活動を行う：啓発ポスター等の掲示など
- 消費期限または賞味期限前に売り切りを行う：消費期限または賞味期限が迫った食品の割引販売など
- その他食品ロスを減らすための取組を行う：調理の際に食品を過剰除去しないなど
- ▽申込み方法 生活環境課で配布する登録申請書に必要事項を記入の上、郵送するか直接窓口にお持ちください。
※登録申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。
- ▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

建物の解体やリフォーム 工事を予定している方へ

建物の解体、改造・補修工事を行う場合は、建物の建築時期、規模に関わらず、全ての建物において石綿(アスベスト)が使用されていないか事前調査が必要です。解体等工事を行う元請業者や自主施工者は、必ず調査をし、報告書を大切に保管してください。また、工事現場の見やすい場所へ調査結果を掲示してください。

- ▽工事の元請業者などが事前調査を実施する場合
●工事を発注される方は、元請業者に事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担をお願いします。
●工事の元請業者は、発注者に事前調査結果の報告が必要です。

▽事前調査で建築物に石綿の使用が確認された場合

●建築物の解体等工事を行う際は、石綿が周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行う必要があります。
●吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されている場合は、作業実施の届出が必要です。
▽その他 令和4年4月1日以降の解体等工事については、市への事前調査報告書の提出が義務づけられます。

- ▽問合せ 生活環境課生活環境係

ダニ媒介感染症に ご注意ください

ダニ媒介感染症は、細菌やウイルスを保有するマダニに咬まれることで起こる感染症です。かまれた人が病気を発症するところがあるので、かまれないようにすることが重要です。
※人から人へは感染しません。
▽マダニにかまれないようにするには、マダニが多く生息する場所(草むら、やぶなど)特に野生動物が生息する自然が豊かな場所)に入る際に、長袖、長ズボンを着用するなど、肌の露出を少なくしましょう。
▽マダニにかまれたら
●無理に引き抜こうとせず、医療機関で処置(マダニの除去、洗浄など)をしてもらいましょう。
●マダニにかまれた後、数週間程度は体調の変化に注意をし、発熱などの症状が認められた場合は、医療機関で診察を受けてください。

- ▽問合せ 健康課予防推進係(直通558・1191)

マナーが大切です 犬、猫の飼い主の方へ



犬、猫の意見・苦情が市に寄せられています。マナーについて考えてみましょう。

犬、猫のフン・尿の放置 は不衛生です

犬の散歩の際はフン・尿を放置したままにせず、フンは必ず持ち帰り、尿には水を十分にかけて流すなどの配慮をしてください。猫は放し飼いにせず屋内のトイレを覚えさせましょう。

ノーリードでの犬の散歩 は危険です

リードを付けずに散歩することは、思わぬ事故につながる可能性があります。犬の安全のためにもリードはしっかりと付け、確実に制御できるようにしましょう。伸びるリードを使用している方も事故防止のため、不必要にリードを伸ばさないようにしましょう。

猫の放し飼い

猫は室内飼いが基本です。屋外では交通事故や、感染症などの危険があります。また、放し飼いにすると、地域住民の皆さんにフン・尿で迷惑をかけることもあり、車やバイクにひついたり傷をつけるなど、トラブルの

木造住宅の耐震診断・ 耐震改修費用の助成



耐震診断、耐震改修を行う方に、費用の一部を助成します。
▽申込期間 12月28日(火)まで
▽助成棟数 耐震診断17棟、耐震改修3棟
▽その他 詳しくは、市ホームページか都市計画課で配布するチラシをご覧ください。この制度を利用する場合は、事

建物所有者向け
改修事業者向け

前にご相談ください。耐震診断、耐震改修とも同一の住宅に対して1回限りです。
▽紛らわしい業者に注意 市では、この事業について特定の業者への委託は行っていません。
▽地震に強い住まいづくりのためのお役立ち情報 一般財団法人日本建築防災協会では、建物所有者および改修事業者向けに、地震に強い住まいづくりに関する情報を掲載しています。詳しくは、一般財団法人日本建築防災協会のホームページで確認するか、お問い合わせください。

犬猫を捨てることは犯罪です

あなたの大切な家族、新しい命を捨てないでください。犬、猫を捨てることは犯罪行為です。捨てられた犬、猫は、多大な苦痛を与えられます。衰弱、感染症、交通事故にあうなど、ほとんどが悲惨な末路をたどります。また、遺棄すると「動物の愛護及び管理に関する法律」により、100万円以下の罰金にも科せられます。飼い主の身勝手な命を奪うことのないようにしてください。

飼い犬の登録

狂犬病予防の観点から、犬の所有者は、区市町村に犬の登録をしなければならぬと定められています。狂犬病は日本、英国、オーストラリア、ニュー

狂犬病予防注射済票の交付

年1回の飼い犬への狂犬病予防注射をして、注射済票の交付を受けましょう。注射済票を首輪に付けることにより、感染の危険性の低い犬であることが、外見的に分かるようになります。周囲の方への安心感にもつながります。

- ▽問合せ 健康課予防推進係